

平成 15 年 3 月 28 日
パブリック・コンサルテーション・フォーラム議長 矢島 浩一

平成 14 年 6 月以来実施してきたパブリック・コンサルテーションにおいて、本日、異議申立手続要綱最終案を提示するに至った。参加者の協力に大いなる敬意を表したい。

今般、国際協力銀行より、今後の異議申立手続の運用にあたり下記の認識を有していることが表明されたところ、パブリック・コンサルテーション・フォーラムでは、これを記録に止めることとする。

記

国際協力銀行は、我が国の政府機関であり、他国の主権を十分に尊重する必要がある。また、相手国政府は、国全体の便益と費用を勘案して事業を実施しており、事業についての責任を有している。従って、環境ガイドライン担当審査役は、異議申立手続の実施に際して、相手国政府による事業実施および事業に関する問題解決のための取組みを十分尊重し、当該国に対する不当な干渉とならないよう十分配慮する。また、環境ガイドライン担当審査役は、事業達成によって当該国にもたらされる公共の利益を踏まえ、不当に事業の実施に影響が生じることのないよう、濫用の防止について十分配慮する。

国際協力銀行は、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進を目的の一つとしているところ、国際協力銀行の異議申立手続は他国の公的金融機関には見られない制度であることから、異議申立手続の運用、特に一般に対する情報公開に当たって、他国企業とのイコールフットイングへの配慮が重要である。また、我が国の情報公開法においても、我が国企業の権利、競争上の地位、その他正当な利益への配慮等から不開示事由が定められている趣旨に鑑み、異議申立手続における情報公開に当たっては、環境ガイドライン担当審査役は、法人情報として不開示事由に当たる事項が含まれないよう慎重に行う。

国際協力銀行の総裁は、国際協力銀行法上、本行業務を総理する権限を有し、従って、融資契約の調印以前であっても、例外的に、本行による重大なガイドライン不遵守の疑いが外部より指摘された場合に、投融資担当部署の報告を踏まえ、その環境・社会に与え得る影響の大きさ、影響発生の蓋然性、プロジェクトによるベネフィットなどを広く総合的に勘案して、異議申立手続のうち適用可能な部分を準用して、環境ガイドライン担当審査役に調査などの活動を命じることは、総裁の権限の範囲内の事項である。

以 上